

介護医療院 ケアヴィラ伊丹
(介護予防) 短期入所療養介護運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人尚和会が開設する介護医療院ケアヴィラ伊丹（以下「施設」という。）が行う指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、施設の従事者が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに、日常生活上の世話等の適切なサービスの提供を行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「えがお」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護医療院 ケアヴィラ伊丹
- (2) 開設年月日 令和4年10月1日
- (3) 所在地 兵庫県伊丹市大野1丁目3番地2
- (4) 電話番号 072-777-1165 FAX 番号 072-777-7050
- (5) 介護保険指定番号 28B3300013

(従業者の職種、員数)

第4条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

	常勤換算
(1) 管理者	1人

(2) 医師	1.2人以上
(3) 薬剤師	0.4人以上
(4) 看護職員	6:1以上
(5) 介護職員	4:1人以上
(6) 相談員	相当数
(6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	相当数
(7) 管理栄養士	1.2人以上
(8) 介護支援専門員	1.2人以上
(9) 事務員	相当数

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市区町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要支援認定及び要支援認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、利用者及びその家族の入退所時の手続き、その他事務処理等を行う。

(利用定員)

第6条 当施設の(介護予防)短期入所療養介護の利用定員は、利用者が申込みをしている当該日の介護医療院サービス提供の定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

((介護予防)短期入所療養介護の内容)

第7条 (介護予防)短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される(介護予防)短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

(記録の保存年限)

第 8 条 利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管する。

(利用者負担の額)

第 9 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食材料費、レクリエーション行事費、理美容代、室料、健康管理費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の見迎の実施地域)

第 10 条 通常の見迎の実施地域を以下のとおりとする。

伊丹市、宝塚市、川西市、池田市、豊中市、尼崎市

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 11 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 面会は、午前 10 時から午後 5 時 30 分までとします。
- ・ 消灯時間は、午後 9 時とします。
- ・ 外出・外泊は、規定の「外出・外泊許可証」に行先と帰宅日時など必要事項を記入のうえ、管理者の許可を得ることとします。
- ・ 飲酒・喫煙は、原則禁止とします。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用することとします。本来の用法以外の使用により破損等が生じた場合は利用者が弁償することとします。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、施設の許可を得ることとします。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込みはお断りすることとします。ただし、利用者の小遣い等小額の金銭については、事務室にて立て替えて後日精算請求することとします。
- ・ 外出・外泊時の施設外での受診は、法令で禁止されております。ただし、緊急を要する場合には施設に連絡し、その指示に従うこととします。
- ・ 利用者及びその家族等による、他の利用者への「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ ペットの持ち込みや、施設内での飼育はお断りすることとします。
- ・ 他の利用者への迷惑行為は禁止することとします。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立会う。

- (4) 常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても「ケアヴィラ伊丹・ケアホーム伊丹消防防災マニュアル」に準じて対処する体制をとる。

（業務継続計画）

第13条 当施設は、感染症や地震、風水害等の自然災害発生時において、入所者様に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るために業務継続計画を策定する。当該計画に基づく訓練や検証を実施し計画の更新をすることとする。

（事故発生対応）

第14条 当施設は、入所者様に対するサービス提供により事故が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じると共に、速やかに関係市町村、及び入所者の家族に報告するものとする。

- (1) 当施設は、事故の対応経過を記録、原因究明の会議を開催し再発防止を図るものとする。
- (2) 当施設は、施設の責めに帰する賠償事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

（身体拘束）

第15条 当施設は、原則として身体拘束は実施しないものとする。ただし、自傷他害の虞等、緊急やむを得ない状況下の場合は、施設管理者又は、担当医師の判断で入所者様の行動制限や身体拘束を行うものとする。入所者様、及びご家族様には行動制限及び身体拘束実施の判断について丁寧に説明し、説明後にはご家族様の同意を得て、当該同意書を保管するものとする。

（虐待防止）

第16条 当施設は、虐待防止を図るため虐待防止委員会を設置開催することとする。

- (1) 虐待防止マニュアルを策定し、当該マニュアルに基づき、定期的に研修を実施する。
- (2) 従業員が入所者様の人権擁護に取り組める職場環境整備に努める。
- (3) 施設内で虐待が発生、或いは疑いが発生した場合は、速やかに関係市町村へ報告、及び連携するものとする。
- (4) 入所手続きに際して、養護者による虐待を受けたと疑われる場合は、速やかに関係市町村と連携対応するものとする。

(職員の服務規律)

第 17 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、自己研鑽、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 19 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人尚和会「ケアヴィラ伊丹」の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 職員は、労働基準法、労働安全衛生規則に準じた健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、関係法令及び諸規則に準じて衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第 22 条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。尚、施設職員等が本規程に反した場合は、就業規則の罰則規定によるものとする。

(暴力団の排除)

第 23 条 当施設は、その運営について暴力団員の支配を受けてはならない。

- 2 管理者または当該管理者の権限を代行しうる地位にある職員は、暴力団員であってはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超過して入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 上記、本運営規程に記載のない事項については、そのつど介護保険関連政省令及び通知を基準として対処するものとする。

付 則

この運営規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。